

議会運営委員会 R3.10.1(金)

開 会 9 : 5 8
散 会 1 0 : 0 5

1. 意見書案の調整状況について

調整者の定松一生委員から、資料1のとおり意見書案4件が報告された。

2. 議案・請願等の討論者名等について

自由民主党及び県民ネットワークは討論なし、諸会派は次のとおり討論及び提出者説明を行うと報告され。

番号	件名	提出者の説明	反対討論	賛成討論
請第3号	佐賀県警鳥栖警察署対応についての調査委員会（第三者委員会）設置、佐賀県公安委員会の是正に関する請願			井上祐輔議員 （日本共産党）
意第8号	コロナ禍における経済対策として消費税の減税を求める意見書（案）	武藤明美議員 （日本共産党）		
意第9号	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）	武藤明美議員 （日本共産党）		

討論の順序について

・日本共産党の井上祐輔議員が、請第3号議案について、賛成討論を行うことが確認された。

・日本共産党の武藤明美議員が、意第8号意見書案及び意第9号意見書案について、提出者説明を行うことが確認された。

3. 佐賀県議会会議規則の一部改正について

(1) 会議規則の一部改正（案）について

理事会における申し合わせのとおり、規則案については、資料2～2-2のとおりとすることが申し合わされた。

(2) 会議規則の一部改正（案）の取扱いについて

規則案の取扱いについては、理事会における申し合わせのとおり、議会運営委員会の委員全員が提出者となり、本日の本会議に上程し、提出者説明、質疑、委員会付託及び討論は省略し、直ちに採決することが申し合わされた。

4. 本日（10月1日）の会議の順序について

事務局から、資料3～3-2のとおり説明された。

5 . 閉会中の継続審査について

議会運営委員会の所管事項のうち

1 . 議会の運営に関する件

1 . 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件

1 . 議長の諮問に関する件

以上3件について、諸般の検討を要するため、閉会中の継続審査としたい旨、議長に申し出ることが申し合わされた。

6 . その他

本日の本会議の開議時間は、9月30日の議会運営委員会で、午前11時目途と決まっている旨が確認された。

7 . 執行部発言の有無

令和3年9月定例会意見書・決議（案）一覧

（令和3年10月1日）

< 意見書（案） >

提出会派	件名	備考
全議員	意第7号 私学助成の充実強化等に関する意見書（案）	
日本共産党	意第8号 コロナ禍における経済対策として消費税の減税を求める意見書（案）	
県民ネットワーク 日本共産党	意第9号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）	
日本共産党	意第10号 米価下落への対応を求める意見書（案）	

議第 2 号議案

佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

佐賀県議会会議規則（昭和32年佐賀県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																																																
<p>第16章 協議又は調整を行うための場 （協議又は調整を行うための場）</p> <p>第128条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>別表（第128条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>構成員</th> <th>招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員等選考委員会</td> <td>選挙管理委員会の委員及び補充員の選考に関する事項の協議</td> <td><u>議長、副議長</u>、議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員</td> <td>委員長（委員長が選出されるまでは<u>議長</u>）</td> </tr> <tr> <td>選挙区及び定数検討委員会</td> <td>県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項の協議</td> <td><u>議長、副議長</u>、議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員</td> <td>委員長（委員長が選出されるまでは<u>議長</u>）</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会改革</td> <td>議会改革に関</td> <td><u>議長、副議長</u>、議会</td> <td>委員長（委員長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	構成員	招集権者	略				選挙管理委員等選考委員会	選挙管理委員会の委員及び補充員の選考に関する事項の協議	<u>議長、副議長</u> 、議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	委員長（委員長が選出されるまでは <u>議長</u> ）	選挙区及び定数検討委員会	県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項の協議	<u>議長、副議長</u> 、議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	委員長（委員長が選出されるまでは <u>議長</u> ）	略				議会改革	議会改革に関	<u>議長、副議長</u> 、議会	委員長（委員長	<p>第16章 協議又は調整を行うための場 （協議又は調整を行うための場）</p> <p>第128条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 前各項の規定にかかわらず、議長及び副議長は、必要があると認める場合は、協議等の場に出席して発言することができる。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p>別表（第128条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>構成員</th> <th>招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員等選考委員会</td> <td>選挙管理委員会の委員及び補充員の選考に関する事項の協議</td> <td>議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員</td> <td>委員長（委員長が選出されるまでは<u>議会運営委員長</u>）</td> </tr> <tr> <td>選挙区及び定数検討委員会</td> <td>県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項の協議</td> <td>議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員</td> <td>委員長（委員長が選出されるまでは<u>議会運営委員長</u>）</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会改革</td> <td>議会改革に関</td> <td>議会運営委員長、議</td> <td>委員長（委員長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	構成員	招集権者	略				選挙管理委員等選考委員会	選挙管理委員会の委員及び補充員の選考に関する事項の協議	議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	委員長（委員長が選出されるまでは <u>議会運営委員長</u> ）	選挙区及び定数検討委員会	県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項の協議	議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	委員長（委員長が選出されるまでは <u>議会運営委員長</u> ）	略				議会改革	議会改革に関	議会運営委員長、議	委員長（委員長
名称	目的	構成員	招集権者																																														
略																																																	
選挙管理委員等選考委員会	選挙管理委員会の委員及び補充員の選考に関する事項の協議	<u>議長、副議長</u> 、議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	委員長（委員長が選出されるまでは <u>議長</u> ）																																														
選挙区及び定数検討委員会	県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項の協議	<u>議長、副議長</u> 、議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	委員長（委員長が選出されるまでは <u>議長</u> ）																																														
略																																																	
議会改革	議会改革に関	<u>議長、副議長</u> 、議会	委員長（委員長																																														
名称	目的	構成員	招集権者																																														
略																																																	
選挙管理委員等選考委員会	選挙管理委員会の委員及び補充員の選考に関する事項の協議	議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	委員長（委員長が選出されるまでは <u>議会運営委員長</u> ）																																														
選挙区及び定数検討委員会	県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項の協議	議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	委員長（委員長が選出されるまでは <u>議会運営委員長</u> ）																																														
略																																																	
議会改革	議会改革に関	議会運営委員長、議	委員長（委員長																																														

3

改正前				改正後			
検討委員会	する事項の協議	運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	が選出されるまでは議長)	検討委員会	する事項の協議	会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	が選出されるまでは議会運営委員長)
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場の構成員等を見直す等のため、佐賀県議会会議規則の一部を改正する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

令和 年 月 日 提出

提出者 別紙

本日（10月1日）の会議の順序（案）

1 開 議

2 議員提出議案関係

(上程及び採決)

(1) 議第 2号 県議会会議規則の一部改正 1件

3 議案関係

(採決のみ)

(1) 甲第47号 令和3年度一般会計補正予算(第10号)
甲第48号 令和3年度財政調整積立金特別会計
補正予算(第2号) 2件一括

(2) 乙第56号 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例及び個人情報保護条例の一部改正
乙第59号 国営土地改良事業に対する市町の負担について
乙第61号 独立行政法人水資源機構事業に対する市町の
負担について 3件一括

(3) 甲第49号、甲第50号 2件一括

(4) 甲第51号、甲第52号 2件一括

(5) 乙第55号、乙第57号、乙第58号、乙第60号、
乙第62号、乙第63号 6件一括

(6) 乙第64号 公安委員会委員の任命について 1件

(7) 乙第65号 公害審査会委員の任命について 1件

4 請願関係

(討論及び採決)

- (1) 請第 3 号 佐賀県警鳥栖警察署対応についての調査委員会
(第三者委員会) 設置、佐賀県公安委員会の是正
に関する請願 1 件

5 意見書案関係

(上程及び採決)

- (1) 意第 7 号 私学助成の充実強化等に関する意見書 (案) 1 件

(一括提出者説明及び採決)

- (2) 意第 8 号 コロナ禍における経済対策として消費税の
減税を求める意見書 (案) 1 件

- (3) 意第 9 号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を
求める意見書 (案) 1 件

(採決のみ)

- (4) 意第 10 号 米価下落への対応を求める意見書 (案) 1 件

6 継続審査事件

7 閉 会